

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名   |
|-------|--|
| 41    | 令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務【令和4年5月31日終了】 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福生市は、令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福生市長

## 公表日

令和6年6月28日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務【令和4年5月31日終了】  |
| ②事務の概要                   | 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を支給する。<br><br>【業務内容】<br>○ 確認書等の発送に関する事務<br>○ 確認書の提出又は申請書による申請の受理及び審査に関する事務<br>○ 諸通知の発送に関する事務<br>○ 給付金の支給に関する事務 |
| ③システムの名称                 | 1. 令和3年非課税世帯等給付金システム<br>2. 住民基本台帳ネットワークシステム<br>3. 団体内統合宛名システム   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第1項別表第1の101の項、<br>別表第一主務省令第74条、<br>別表第一告示(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示)5号   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <span style="float: right;">＜選択肢＞<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>  |
| ②法令上の根拠                  | 番号法第19条第8項別表第2の121の項<br>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4  |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 福祉保健部社会福祉課  |
| ②所属長の役職名                 | 社会福祉課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
|                          |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 福生市役所 福祉保健部社会福祉課 電話042-551-1511(代表)   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 福生市役所 福祉保健部社会福祉課 電話042-551-1511(代表)   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                 |  |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 1万人以上10万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和4年3月1日 時点     |  |
| 2. 取扱者数                                |                 |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]      | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和4年3月1日 時点     |  |
| 3. 重大事故                                |                 |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]        | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類   |                                |  |
|---|--------------------------------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]   |                                | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)  |                                |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]                      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用  |                                |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]                      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]                      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ○ ]委託しない</span>                            |                                |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か   | [ ]                            | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ]提供・移転しない</span> |                                |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  | [ ]                            | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>            |                                |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]                      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]                      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去   |                                |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]                      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査   |                                |  |
| 実施の有無   | [ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ○ ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発   |                                |  |
| 従業者に対する教育・啓発  | [ 十分に行っている ]                   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日       | 項目                                 | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|------------------------------------|--|---|------|-----------|
| 令和5年7月3日  | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>③システムの名称   | 1. 令和3年非課税世帯等給付金システム<br>2. 住民基本台帳ネットワークシステム<br>3. 情報連携プラットフォーム<br>4. 中間サーバー・プラットフォーム | 1. 令和3年非課税世帯等給付金システム<br>2. 住民基本台帳ネットワークシステム<br>3. 団体内統合宛名システム | 事後   |           |
| 令和5年7月3日  | 3. 個人番号の利用                         | 番号法第9条第1項別表第1の100の項、<br>別表第一主務省令第73条、  | 番号法第9条第1項別表第1の101の項、<br>別表第一主務省令第74条、                         | 事後   |           |
| 令和6年6月28日 | 評価書名                               | 令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時<br>特別給付金に関する事務  | 令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時<br>特別給付金に関する事務【令和4年5月31日終了】              | 事後   |           |
| 令和6年6月28日 | I 関連情報 1. 特定個人情報<br>を取り扱う事務 ①事務の名称 | 令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時<br>特別給付金に関する事務  | 令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時<br>特別給付金に関する事務【令和4年5月31日終了】              | 事後   |           |
|           |                                    |  |   |      |           |